次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　（略）	一　（略）
二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
十三年以下	年二厘
十三年を超え十四年以下	年二厘一毛
十四年を超え十五年以下	年二厘四毛
十五年を超え二十五年以下	年三厘

償還期限	利率
十三年以下	年二厘
十三年を超え十四年以下	年二厘一毛
十四年を超え十五年以下	年二厘五毛
十五年を超え二十五年以下	年三厘

三　法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
十三年以下	年二厘
十三年を超え十四年以下	年二厘一毛
十四年を超え十五年以下	年二厘四毛
十五年を超え三十五年以下	年三厘

三　法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
十三年以下	年二厘
十三年を超え十四年以下	年二厘二毛
十四年を超え十五年以下	年二厘五毛
十五年を超え三十五年以下	年三厘

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千百二十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十九年十二月二十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

1　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第26307号

2　品種登録の年月日　平成29年12月12日

3　登録品種の属する農林水産植物の種類

Oryza sativa L.

4　登録品種の名称　青天の霹靂（せいてんのへきれき）

5　育成者権の存続期間　25年

6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所

地方独立行政法人青森県産業技術センター

青森県黒石市田中82－9

7　出願公表の年月日　平成27年3月2日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月二十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　高知県安芸市別役字高サヂ三七のイの3（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一　保安林の所在場所　石川県小松市打木町ヨ三の三、三の四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県庁及び小松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月二十日

農林水産大臣　**齋藤　健**